

2026年度 甲南女子中学校・高等学校 部活動に係る活動方針

スポーツ庁及び文化庁から出された「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の部活動を以下のように実施する。

(休養日)

1. 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

①平日は少なくとも1日を休養日とする。

②土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

○各部は年間活動計画の中で休養日を指定する。

○部員数が多く、活動場所の有効活用が必要である場合、中学部と高校部で活動を分け、前項の要領で別々の曜日を指定することができる。(中高によらない分割をする場合、分割したグループで生徒が重複しないこと)

○土曜日、日曜日連続の活動が許可される場合

・公式戦やコンクール等が土曜日、日曜日にわたって行われる場合

・公式戦やコンクール等が日曜日に行われ、前日の土曜日に練習を希望する場合

・対外的な練習試合や合同練習が日曜日に行われ、前日の土曜日に練習を希望する場合

この場合の練習時間は2時間程度とする。

いずれの場合も休養日を月曜日(月曜日が祝日・代休等の場合は火曜日)に振り替える。

※「公式戦やコンクール等」…『部活動細則』付記事項1, 2を参照

③休養日には自主練習、朝練習、昼練習を行わない。

2. 長期休暇中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業日には、1週間以上のまとまった休養期間(オフシーズン)を設ける。

(活動時間)

3. 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日(学期中の土曜日、日曜日を含む)は3時間程度とする。

公式戦やコンクール等、対外的な練習試合や合同練習等はこの限りではない。ただし、全日行われる練習試合や合同練習等は、複数週連続して行わないものとする。

4. 公式戦やコンクール等の前などの理由がある場合、生徒指導部の許可を得て、平日は30分延長して活動することができる。

(延長練習〔延刻〕:『甲南のかがみ』教務諸規定7参照。2週間前から7回を限度とする。)

5. 原則として定期考査1週間前から定期考査最終日の前日まで活動停止とする。公式戦やコンクール等の1週間前については、生徒指導部の許可を受けて1時間以内の活動を行うことができる。(特別練習)

6. 完全下校時刻

①学年末考査終了の翌日～2学期中間考査一週間前の前日…18:00

②2学期中間考査一週間前～学年末考査前日…17:30

③休業日・定期考査期間中・家庭学習日・長期休暇中・土曜日…16:30

※休業日の活動時間は9:00～16:30を原則とし、1日練習は行わない。(活動時間3.参照)

※夏期休暇中のうち、Ⅰ期とⅢ期の講習期間中に限り、18:00までの延長を認める。ただし、延長する場合は、事前に生徒指導部の許可を得た上で、練習時間は3時間程度とする。

※夏期休暇中においては、特別早朝活動期間(主としてⅠ期およびⅢ期の講習期間を除く)に限り、7時30分からの入校を認める。

[附則]

1. 各部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

2. 本活動方針並びに年間及び月間の活動計画等について本校ホームページに掲載し、公表する。

3. 各部の活動方針や活動計画について、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることに留意する。

◎活動方針に関する補足事項

・平日の休養日が試合前日や試合当日と重なった場合
その週もしくは翌週のうちに休養日を設定する

・休養日と祝日が重なった場合

祝日に活動しなかった場合は、休養日になる

祝日に活動した場合は、別の曜日を休養日として設定する

・休養日を月曜日に設定し、土・日連続して活動した場合

月曜日は休養日とし、もう1日の休養日を、その週の火曜～金曜で設定する

・公式戦(土・日連続活動)が2週以上連続して行われる場合

月曜日は休養日とし、もう1日の休養日を、公式戦終了後速やかに設定する

※文化祭審査・学芸会・文化祭公開日は公式戦と同様の扱いとする

・土曜日午後、本校にて練習試合が行われる場合

18:00(冬時間は17:30)までの延長を認める